

羽刈崎柏

「適合」の審査書案

規制委公表 福島と同じ沸騰水型

原子力規制委員会は27日、東京電力柏崎刈羽原発6、7号機（新潟県）の新規制基準に適合していると審査書案を公表しました。規制委は、同日の定例会合で審査書案を

議論しましたが、案をまとめた事務方に質問が相次ぎ、審議を次回（来月4日）に継続し、結論を持ち越ししました。審査書案では、同原発の敷地は、地層が曲がった褶曲（しゅうきよく）構造など地下の構造が複雑で、想定される地震の揺れ（基準地震動）は6、7号機がある北側では最大で1050ガル（ガルは加速度の単位）ですが、1〜4号機のある敷地南側は同2300

ガルです。審査の中で規制委が震源となる断層をより長く設定するよう求めたものもありました。想定される基準津波は、高さは最大で8.3メートルとされています。敷地内では重要施設の下で断層が見つかっていますが、その上に約24万年前の地層があるため、将来動く可能性のある活断層ではないと断定。会合では、地元

の専門家らが、東電が地層の年代評価の根拠にしている火山灰の年代推定に疑問を呈していることに触れ、「なぜそういう見解が出てくるのか」などの質問がありました。沸騰水型原発は、すでに再稼働している加圧水型と比べて各段に格納容器が小さく、炉心溶融後の事故進展が一段と早くなります。このため格納容器の破損防止として、フィルターで放射性物質をこ

られると主張。審査書案も妥当としていますが、この場合の大気中へのセシウム137の放出量は、7日間で1基当たり15テラ（1テラは1兆）超です。

しとった後、大気中に圧力を逃す「フィルタ一付きベント（排気）」が必要となります。東電は、新たに代替循環冷却系を格納容器に取り付けるとしており、ベント使用が避け